等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　　【市長部局等】

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	定型的な業務を行う職務	183	26.6%	主事	152	268	39.0%	係員級
				技師	6			
				保健師	8			
				保育士	4			
				保育教諭	4			
				管理栄養士	5			
				教諭	3			
				学芸員	1			
				計	183			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	85	12.4%	主事	60			
				技師	4			
				保健師	8			
				保育士	2			
				保育教諭	4			
				管理栄養士	4			
				教諭	2			
				社会福祉士	1			
				計	85			
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	110	16.0%	主査	45	110	16.0%	係長級
				主査（再任用）	11			
				技術主査	42			
				技術主査（再任用）	12			
				計	110			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	128	18.6%	主幹	97	128	18.6%	課長補佐級
				技術主幹	29			
				指導主事	2			
				計	128			
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	97	14.1%	課長補佐	44	97	14.1%	
				課長補佐（総合調整担当）	5			
				課長補佐（人事担当）	1			
				室長補佐	7			
				局長補佐	3			
				副園長	8			
				副館長	4			
				副所長	3			
				技術補佐	5			
				主幹	12			
				技術主幹	2			
				政策主幹	3			
				計	97			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【市長部局等】

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
6級	1　課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2　重要な業務を所掌する公所の長の職務	54	7.9%	支所長	4	54	7.9%	課長級
				地域デジタル推進監（任期付）	1			
				課長	22			
				所長	5			
				所長（センター）	2			
				館長	2			
				園長	6			
				公共施設利活用専門監	1			
				収納対策専門監	1			
				こども家庭支援専門監	1			
				ふるさと納税専門監	1			
				事務局次長	2			
				副参事	2			
				室長	4			
				計	54			
7級	1　会計管理者、本庁の次長又は支所長の職務 2　重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	22	3.2%	会計管理者	1	22	3.2%	次長級
				次長	8			
				支所長	5			
				危機管理監	1			
				所長	1			
				事務局長	2			
				参事	4			
				計	22			
8級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	8	1.2%	部長	6	8	1.2%	部長級
				政策推進局長	1			
				事務局長	1			
				計	8			
	合計	687	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　　【市長部局等】

労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1　技士（運転技術）等の職務 2　技士（庁務）等の職務	0	0.0%			7	22.6%	技士等
				計	0			
2級	1　相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技士（運転技術）等の職務 2　相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技士（庁務）等の職務	7	22.6%	技士（調理師）（再任用） 技士（庁務）（再任用） 技士（校務）（再任用）	1 3 3			
				計	7			
3級	1　主任の職務 2　高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技士（運転技術）等の職務 3　高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技士（庁務）等の職務	0	0.0%					
				計	0			
4級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	24	77.4%	主任技士（調理師） 主任技士（庁務） 主任技士（校務） 事務員	3 9 11 1	24	77.4%	主任技士等
				計	24			
	合計	31	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　　【市長部局等】

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	消防士又は消防副士長の職務	53	31.4%	消防副士長	20	97	57.4%	係員級
				消防士	33			
				計	53			
2級	1　消防士長の職務 2　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防副士長の職務	44	26.0%	消防士長	44			
				計	44			
3級	1　消防司令補の職務 2　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	28	16.6%	主査	27	28	16.6%	係長級
				主査（再任用）	1			
				計	28			
4級	消防司令の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	21	12.4%	主幹	21	21	12.4%	課長補佐級
				計	21			
5級	困難な業務を処理する消防司令の職務	9	5.3%	主幹	5	9	5.3%	
				主幹（当務統括指揮担当）	2			
				課長補佐	2			
				計	9			
6級	消防司令長の職務又は複雑、困難な業務を処理する消防司令の職務	11	6.5%	課長	2	11	6.5%	課長級
				所長	5			
				副署長	1			
				副参事	1			
				副参事（当務統括指揮担当）	2			
				計	11			
7級	複雑、困難な業務を処理する消防司令長の職務	2	1.2%	消防次長	1	2	1.2%	次長級
				消防署長	1			
				計	2			
8級	消防監の職務	1	0.6%	消防長	1	1	0.6%	部長級
				計	1			
	合計	169	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　　【市長部局等】

医療職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0	0.0%					
				計	0			
3級	1　課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2　相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0	0.0%					
				計	0			
4級	1　本庁の次長の職務 2　困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 3　極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1	100.0%	歯科保健指導専門監	1	1	100.0%	課長級
				計	1			
5級	1　部長の職務 2　困難な業務を行う次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 3　極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
						0	0.0%	次長級
				計	0			
						0	0.0%	部長級
				計	0			
	合計	1	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　　【市長部局等】

医療職給料表（三）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%			0	0.0%	係員級
				計	0			
2級	1　看護師の職務 2　困難な業務を行う准看護師の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	0	0.0%					
				計	0			
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	1	100.0%	技術主査（再任用）	1	1	100.0%	係長級
				計	1			
4級	1　課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2　重要な業務を所掌する公所の長の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
5級	困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
6級	本庁の次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	0	0.0%			0	0.0%	次長級
				計	0			
	合計	1	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【医療局】

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	定型的な業務を行う職務	5	10.2%	主事	5	9	18.4%	係員級
				計	5			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4	8.2%	主事	2			
				社会福祉士	2			
				計	4			
3級	1　係長の職務 2　主査の職務	10	20.4%	主査	4	10	20.4%	係長級
				技術主査	6			
				計	10			
4級	1　課長補佐又は室長補佐の職務 2　事務局長補佐の職務 3　事務長補佐の職務 4　主幹の職務	12	24.5%	主幹	10	12	24.5%	課長補佐級
				技術主幹	2			
				計	12			
5級	1　困難な業務を処理する課長補佐又は室長補佐の職務 2　困難な業務を処理する事務局長補佐の職務 3　困難な業務を処理する事務長補佐の職務 4　困難な業務を処理する主幹の職務	11	22.5%	課長補佐	4	11	22.5%	
				課長補佐（政策推進担当）	1			
				室長補佐	1			
				事務長補佐	3			
				主幹	2			
				計	11			
6級	1　課長又は室長の職務 2　事務長の職務 3　専門監の職務 4　副参事の職務	5	10.2%	課長	3	5	10.2%	課長級
				事務長	2			
				計	5			
7級	1　事務局長の職務 2　次長の職務 3　医療経営管理監の職務 4　参事の職務	1	2.0%	次長	1	1	2.0%	次長級
				計	1			
8級	1　医療局長の職務 2　医療局次長の職務 3　医療局参与の職 4　経営管理部長の職務 5　理事の職務	1	2.0%	医療局次長	1	1	2.0%	部長級
				計	1			
	合計	49	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【医療局】

労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1　技士（運転技術）、技士（ボイラー）（以下「技士（運転技術）等」という。）の職務 2　技士（庁務）、技士（看護補助）、技士（介護補助）、事務員（以下「技士（庁務）等」という。）の職務	0	0.0%			1	33.3%	技士等
				計	0			
2級	1　相当の技能又は経験を必要とする技士（運転技術）等の職務 2　相当の技能又は経験を必要とする技士（庁務）等の職務	1	33.3%	技士（庁務）（再任用）	1			
				計	1			
3級	1　主任技士の職務 2　高度の技能又は経験を必要とする技士（運転技術）等の職務 3　高度の技能又は経験を必要とする技士（庁務）等の職務	0	0.0%					
				計	0			
4級	相当の技能又は経験を必要とする主任技士の職務	2	66.7%	主任技士（介護補助）	2	2	66.7%	主任技士等
				計	2			
	合計	3	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【医療局】

医療職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	医療業務を行う職務	4	14.2%	医員	4	16	57.1%	課長級
				計	4			
2級	1　科長の職務 2　副科長の職務 2　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	7	25.0%	医員	1			
				副科長	6			
				計	7			
3級	1　室長の職務 2　診療所長の職務 3　専門監の職務 4　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長の職務 5　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う副科長の職務 6　相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	5	17.9%	科長	5			
				計	5			
4級	1　副院長の職務 2　老人保健施設長の職務 3　部長の職務 4　科部長の職務 5　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う室長の職務 6　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う診療所長の職務 7　高度の知識経験に基づき困難な業務を行う専門監の職務 8　相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長の職務 9　相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う副科長の職務 10　極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	5	17.9%	所長	1	5	17.9%	
				副院長	2			
				科長（任期付）	1			
				科長	1			
				計	5			
5級	1　院長の職務 2　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う老人保健施設長の職務 3　相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う副院長の職務及びこれに相当する職務 4　相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う診療所長の職務	7	25.0%	科長（任期付）	1	3	10.7%	課長級
				科部長	1			
				経営顧問（任期付）	1			
				計	3			
				院長	2	3	10.7%	次長級
				施設長	1			
				計	3			
				局長	1	1	3.6%	部長級
				計	1			
	合計	28	100.0%					

※勤務延長職員及び任期付職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【医療局】

医療職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	診療放射線技師、診療エックス線技師、衛生検査技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	1	0.9%	言語聴覚士	1	22	19.6%	係員級
				計	1			
2級	1　薬剤師の職務 2　管理栄養士の職務 3　困難な業務を行う診療放射線技師等の職務	21	18.7%	薬剤師	1			
				診療放射線技師	3			
				臨床検査技師	5			
				理学療法士	4			
				作業療法士	6			
				言語聴覚士	2			
				計	21			
3級	1　薬剤師主任の職務 2　管理栄養士主任の職務 3　診療放射線技師等の主任の職務 4　技術主査の職務	36	32.1%	技術主査	27	36	32.1%	係長級
				技術主査（再任用）	7			
				技術主査（歯科衛生士）（再任用）	1			
				技術主幹	1			
				計	36			
4級	1　困難な業務を行う薬剤師主任の職務 2　困難な業務を行う管理栄養士主任の職務 3　困難な業務を行う診療放射線技師等の主任の職務 4　困難な業務を行う技術主査の職務 5　技術主幹の職務 6　技術副参事の職務	47	42.0%	技術主査	25	45	40.2%	係長級
				技術主査（歯科技工士）	1			
				技術主査（歯科衛生士）	2			
				臨床検査技師主任	5			
				薬剤師主任	4			
				診療放射線技師主任	2			
				臨床工学技士主任	1			
				理学療法士主任	1			
				作業療法士主任	2			
				言語聴覚士主任	1			
				管理栄養士主任	1			
				計	45			
				技術副参事	1	2	1.8%	課長級
				診療放射線技師長	1			
				計	2			

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【医療局】

医療職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
5級	1　薬剤部長の職務 2　管理栄養士長の職務 3　診療放射線技師等の長の職務 4　特に困難な業務を行う薬剤師主任の職務 5　特に困難な業務を行う管理栄養士主任の職務 6　特に困難な業務を行う診療放射線技師等の主任の職務 7　困難な業務を行う技術副参事の職務	3	2.7%	技術副参事 薬剤部長	1 2	3	2.7%	課長級
				計	3			
6級	1　困難な業務を行う薬剤部長の職務 2　困難な業務を行う管理栄養士長の職務 3　困難な業務を行う診療放射線技師等の長の職務 4　技術参事の職務	4	3.6%	薬剤部長 臨床検査技師長 管理栄養士長 理学療法士長	1 1 1 1	4	3.6%	次長級
				計	4			
	合計	112	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）　【医療局】

医療職給料表（三）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%	准看護師	0			
				計	0			
2級	1　保健師の職務 2　助産師の職務 3　看護師の職務 4　支援相談員の職務 5　技術副主査の職務 6　困難な業務を行う准看護師の職務	67	27.9%	看護師	63	67	27.9%	係員級
				准看護師	4			
				計	67			
3級	1　看護師主任の職務 2　係長の職務 3　支援相談員主任の職務 4　困難な業務を行う保健師の職務 5　困難な業務を行う助産師の職務 6　技術主査の職務 7　困難な業務を行う技術副主査の職務 8　訪問看護ステーション副所長の職務	149	62.1%	係長	1	149	62.1%	係長級
				技術主査	115			
				技術主査（再任用）	1			
				看護師主任	32			
				計	149			
4級	1　総看護師長の職務 2　副看護部長の職務 3　看護師長の職務 4　専門監の職務 5　困難な業務を行う看護師主任の職務 6　困難な業務を行う支援相談員主任の職務 7　困難な業務を行う技術主査の職務 8　技術主幹の職務 9　困難な業務を行う訪問看護ステーション副所長の職務 10　訪問看護ステーション所長の職務	18	7.5%	看護師長	17	18	7.5%	課長級
				所長（センター）	1			
				計	18			
5級	1　看護部長の職務 2　困難な業務を行う総看護師長の職務 3　困難な業務を行う副看護部長の職務 4　困難な業務を行う看護師長の職務 5　困難な業務を行う専門監の職務 6　技術副参事の職務 7　特に困難な業務を行う訪問看護ステーション副所長の職務 8　困難な業務を行う訪問看護ステーション所長の職務	5	2.1%	所長（センター）	1	5	2.1%	課長級
				副看護部長	2			
				総看護師長	2			
				計	5			
6級	1　困難な業務を行う看護部長の職務 2　技術参事の職務	1	0.4%	看護部長	1	1	0.4%	次長級
				計	1			
	合計	240	100.0%					

※再任用職員を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年４月１日現在）　　【上下水道部】

企業職給料表

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	定型的な業務を行う職務	9	20.9%	主事	7	12	27.9%	係員級
				技師	2			
				計	9			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3	7.0%	主事	1			
				技師	2			
				計	3			
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものと管理者が認める職の職務	5	11.6%	主査	1	5	11.6%	係長級
				技術主査	1			
				技術主査（再任用）	3			
				計	5			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものと管理者が認める職の職務	15	34.9%	主幹	7	15	34.9%	課長補佐級
				技術主幹	8			
				計	15			
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものと管理者が認める職の職務	6	13.9%	課長補佐	2	6	13.9%	課長補佐級
				課長補佐（総合調整担当）	1			
				課長補佐（施設整備担当）	1			
				技術主幹	2			
				計	6			
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が認める職の職務	2	4.7%	課長	1	2	4.7%	課長級
				下水道施設専門監	1			
				計	2			
7級	次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして管理者が認める職の職務	2	4.7%	次長	1	2	4.7%	次長級
				参事	1			
				計	2			
8級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が認める職の職務	1	2.3%	部長	1	1	2.3%	部長級
				計	1			
	合計	43	100.0%					

※再任用職員を含む。